

第1章 総 則

○名古屋学院大学学則（案）（昭和39年4月1日 制定）

第1章 総則

（目的）

第1条 本大学は、学校教育法、および教育基本法の規定するところに従い、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶することを目的とする。

（自己点検・評価）

第2条 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表する。

2 前条の目的を達成するための点検の項目・実施体制は別に定める。

3 自己点検・評価の結果については、本大学の教職員以外の者による検証を行うように務める。

（情報の提供）

第2条の2 本大学は、その教育研究活動の状況について、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する。

（学部等）

第3条 本大学に次の学部ならびに留学生別科(以下「別科」という)を置く。

経済学部 経済学科

現代社会学部 現代社会学科

商学部 商学科 経営情報学科

法学部 法学科

外国語学部 英米語学科

国際文化学部 国際文化学科 国際協力学科

スポーツ健康学部 スポーツ健康学科 こどもスポーツ教育学科

リハビリテーション学部 理学療法学科

2 別科については、別にこれを定める。

（学科の目的）

第3条の2 学科の教育研究上の目的は次のとおりである。

(1) 経済学科は、経済の理論と実際を学び、社会で起きている様々な現象を読み

- 解く力を涵養し、地域社会やビジネスに貢献できる国際感覚豊かな経済人の育成を教育目標とする。
- (2) 現代社会学科は、現代社会が求める幅広い基礎的教養と現代社会がもつ様々な側面を洞察し、的確な判断ができる専門的知識、ならびに現代社会を生き抜くために必要な課題発見・問題解決型能力と積極的な行動力をもった、現代社会に貢献できる人材の育成を教育目標とする。
 - (3) 商学科は、幅広い教養と商学、経営、情報、会計に関する基礎ならびに専門知識を身につけ、変動やまない国際社会、情報社会のなかで、理論的背景をもち、多様な社会的ニーズに応えうる人材の育成を教育目標とする。
 - (4) 経営情報学科は、商学、経営学を基礎に、高度情報化及び本格的な国際化の進展に的確に対応できる専門知識を修得し、社会の多様なニーズに応えられる実践的、実務的「実力」を身につけ、「実力派ビジネスパーソン」として活躍する人材の育成を教育目標とする。
 - (5) 法学科は、法的思考力・法的判断力（リーガル・マインド）、豊かな教養と人間性、コミュニケーション能力を兼ね備え、中部圏をはじめとする社会・経済・文化の持続的発展に貢献できる視野の広い人材を育成する。
 - (6) 英米語学科は、英米語の実践的なコミュニケーション能力を習得し、その言語が使用されている地域の文化、社会や世界情勢などを学ぶことにより、広い教養を身につけた国際化に対応できる人材の育成を教育目標とする。
 - (7) 国際文化学科は現代社会に生起する様々な問題についての的確に対応し、地域文化の多様性を理解するとともに文化交流の担い手として活動し、文化のグローバル・多文化共生を背景とした持続可能な社会の形成に必要な思考力・判断力・行動力を身につけた人材の育成を教育目標とする。
 - (8) 国際協力学科は、グローバルに展開する地域固有の文化・社会・経済・宗教などの現状を理解し、個別地域社会や多文化社会との積極的な交流・協力・支援を通して、地球レベルでの持続的文化的発展に貢献する豊かな教養と人間性を身につけた人材の育成を教育目標とする。
 - (9) スポーツ健康学科は、幼児期から高齢者までを対象とした、生涯スポーツを通しての健康づくりと維持・増進について学び、実践できる人材の養成を教育目標とする。

(10) こどもスポーツ教育学科は、こどもの成長やスポーツに関する高度な専門知識を基に、心身ともに健やかな幼児期および児童期を保証し、さらにスポーツ習慣の形成による生涯をとおして健康を考え、指導・教育ができ、健やかな社会づくりに貢献できる人材の育成を教育目標とする。

(11) 理学療法学科は、高い倫理観を根底に持ち、人の尊厳を考えて、医療・保健・福祉の分野で活躍できる専門的職業人として理学療法士の養成を目標とする。

(附属施設)

第 4 条 本大学に学術情報センター、総合研究所、その他附属施設を置く。

(収容定員)

第 5 条 本大学の収容定員は次のとおりとする。

- 2 商学部商学科にビジネスマネジメント、スポーツマネジメントのコースを置く。
- 3 上記コースについて必要な事項は、別に定める。

学部及び学科名		入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	250名		1,000名
現代社会学部	現代社会学科	150名		600名
商学部	商学科	200名		800名
	経営情報学科	95名		380名
法学部	法学科	165名		660名
外国語学部	英米語学科	140名		560名
国際文化学部	国際文化学科	100名		400名
	国際協力学科	50名		200名
スポーツ健康学部	スポーツ健康学科	120名		480名
	こどもスポーツ教育学科	50名		200名
リハビリテーション学部	理学療法学科	80名		320名
合計		1,400名		5,600名

(学年)

第 6 条 学年は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 7 条 学年を分けて次の 2 学期とする。

(1) 春学期(または前期) 4 月 1 日から 9 月 20 日まで

(2) 秋学期(または後期) 9 月 21 日から翌年 3 月 31 日まで

2 必要がある場合は、学長は前項に定める学期の期間を変更することができる。

(休業日)

第 8 条 定期の休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定められた日

(3) キリスト降誕祭(12 月 25 日)

(4) 夏季休業 7 月中旬から 9 月中旬まで

(5) 冬季休業 12 月下旬から翌年 1 月上旬まで

(6) 春季休業 3 月上旬から 3 月下旬まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができ、また、臨時の休業日を定めることができる。

第 2 章 修業年限

(修業年限)

第 9 条 修業年限は 4 年とする。ただし、在学期間は 8 年を超えることができない。

第 3 章 教育課程

(授業科目)

第 10 条 本大学の授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、これを 4 年間に配当履修させる。

(教職課程)

第 11 条 教育職員免許法による免許状を取得しようとする学生および科目等履修生のために教職課程を置く。

2 前項に定める教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法および同施行細則に定める所要の単位を修得しなければならない。

3 本大学の学部・学科において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

経済学部	経済学科	中学校教諭 1 種免許状	社 会
		高等学校教諭 1 種免許状	地理歴史
		高等学校教諭 1 種免許状	公 民
現代社会学部	現代社会学科	中学校教諭 1 種免許状	社 会
		高等学校教諭 1 種免許状	公 民
商学部	商学科	高等学校教諭 1 種免許状	商 業
		高等学校教諭 1 種免許状	情 報
		中学校教諭 1 種免許状	保健体育
	経営情報学科	高等学校教諭 1 種免許状	保健体育
		高等学校教諭 1 種免許状	商 業
		高等学校教諭 1 種免許状	情 報
法学部	法学科	中学校教諭 1 種免許状	社 会
		高等学校教諭 1 種免許状	公 民
外国語学部	英米語学科	中学校教諭 1 種免許状	英 語
		高等学校教諭 1 種免許状	英 語
スポーツ健康学部	スポーツ健康学科	中学校教諭 1 種免許状	保健体育
		高等学校教諭 1 種免許状	保健体育
	こどもスポーツ教育学科	幼稚園教諭 1 種免許状	
		小学校教諭 1 種免許状	

(単位)

第 12 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

- (1) 講義および演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習および実技については、30 時間から 45 時間の範囲で本大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(FD・SD活動等)

第13条の2 本大学は、授業の内容および方法の改善を図るために、組織的な研修および研究を実施する全学FD委員会、学部FD委員会を置き、管理運営や教育・研究支援の資質向上のために、職員の能力開発をするSD委員会を置く。

2 FD委員会、SD委員会を実施するために必要な事項は、別に定める。

第4章 履修方法

(履修)

第14条 学生は別に定める履修規程によって授業科目を履修しなければならない。

(履修登録)

第15条 学生は履修しようとする授業科目を記載した履修届を指定の期日までに提出しなければならない。

(授業科目の履修)

第16条 学生は別表1に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第17条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学の定めるところにより他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第18条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 19 条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 19 条の 2 第 17 条、第 18 条および第 19 条の単位の認定は R とする。

第 5 章 試験

(試験)

第 20 条 試験は科目試験とする。

(受験資格)

第 21 条 学生は履修した授業科目について試験を受けることができる。

(試験方法等)

第 22 条 試験はその学期または学年において開講した授業科目について、その学期末または学年末においてこれを行う。ただし、必要があるときは臨時試験を行うことがある。

2 試験の方法は筆記・口述・論文・実技等による。

3 試験の成績は S・A・B・C・D とし、C 以上を合格とする。

4 前項の規定にかかわらず、特定の授業科目においては試験の成績を P・D とすることができ、P を合格とする。

5 試験に合格した科目に対して所定の単位を与える。

6 試験に関する規則は別に定める履修規程による。

第 6 章 卒業および学位

(卒業)

第 23 条 学部に 4 年以上在学し、本学則第 16 条に規定する単位数を修得した者を卒業とする。

2 卒業の時期は春学期末ならびに秋学期末とする。

3 卒業者には学位記を授与する。

(学位)

第 24 条 本大学卒業者に学士の学位を授与する。

第 7 章 入学、休学、復学、退学、転学部、転学科、転学、除籍、留学、
編入学および再入学

(入学)

第 25 条 入学の時期は学年の初めとする。

(入学資格)

第 26 条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) その他本大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(選抜試験)

第 27 条 入学志願者に対して選抜試験を行う。

(入学志願書等)

第 28 条 入学志願者は入学志願書、出身学校長から提出する調査書等に入学検定料をそえて所定の期日までに提出しなければならない。

2 入学検定料(編入学および再入学を含む)は、別表 2 のとおりとする。

(入学許可および保証人)

第 29 条 選抜試験に合格し、指定の期日までに所定の納入金を納め、保証人連署の保証書およびその他指定する必要書類を提出した者に対して学長が入学を許可する。

2 保証人は父母またはこれに代わるべき者で、独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果たし得る者でなければならない。

- 3 本大学が保証人として不相当と認めたときは、その変更を命ずることがある。
- 4 学生が保証人を変更しようとするときは、新旧保証人が連署して、直ちに届け出、または保証人が住所氏名を変更したときは、直ちに届け出なければならない。

(休学)

第30条 学生が病気その他やむを得ない理由によって3か月以上修学することができないときは、理由を具し、保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。病気により休学しようとする者は、願書に医師の診断書を添えることを必要とする。

- 2 病気のため修学が不相当と認められる学生に対しては、学長が休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は4年を超えることができない。
- 4 休学期間は在学期間に算入しない。

(復学)

第31条 休学者が復学しようとするときは保証人連署の上、願い出て学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第32条 学生が病気その他やむを得ない理由によって退学しようとするときは、その理由を具し、保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 退学をしようとする者は、退学年月日に該当する期の学費を完納しなければ退学を許可されない。

(転学部・転学科)

第33条 本大学の学生で、他の学部または同一学部の他の学科に転学部または転学科を願い出る者があるときは、選考の上、これを許可することができる。

- 2 転学部・転学科に関する規程は別に定める。

(転学)

第34条 本大学から他の大学に転学を希望する者は、理由を具し、保証人連署の上、学長に願い出なければならない。

(除籍)

第35条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長がその者を除籍する。

- (1) 8年の在学期間を経過した者
- (2) 4年の休学期間を経過した者
- (3) 授業料その他の学費を納入しない者

- (4) 休学期間満了後、復学・退学・休学のいずれの手続きもとらなかった者
 - (5) 死亡又は長期間にわたって行方不明の者
- (留学)

第 36 条 学生が外国の大学または短期大学に留学を希望する場合は、当該教授会の議を経て認めることができる。

- 2 留学期間のうち2年は本学則第9条に定める在学期間に算入する。
- 3 留学に関し前項による他は別に定める規程による。

(編入学)

第 37 条 次の各号の一に該当する者が本大学に編入学を願い出たときは、別に定める規程により学長が入学を許可することができる。

- (1) 大学・短期大学または高等専門学校を卒業した者
- (2) 大学において2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (3) 文部科学大臣の定める基準を満たした専修学校専門課程を修了した者
- (4) その他本大学において、相当の年齢に達し、前各号と同等以上の学力があると認められた者

(再入学)

第 38 条 退学をした者または除籍された者で再入学を願い出たときは、別に定める規程により願い出の理由によって選考の上、学年の初めに限って学長が入学を許可することができる。

(学長の許可)

第 39 条 本章に定める学長の許可は、当該教授会の議を経なければならない。

第 8 章 賞罰

(表彰)

第 40 条 学業成績がとくに優秀な者、または学生の模範となる行為をした者は、別に定める規程によってこれを表彰することができる。

(懲戒)

第 41 条 本大学教育の趣旨に背き、または学生の本分に反する行為をした者は、当該教授会の議を経てこれを懲戒する。

- 2 懲戒はけん責、停学および退学とする。
- 3 退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 教職員組織

(学長)

第42条 本大学に学長を置く。

- 2 学長は校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(学部長)

第43条 本大学各学部に学部長を置く。

- 2 学部長は学部に関する校務をつかさどる。

(教職員)

第44条 本大学に教授、准教授、講師、助教、助手を置く。

- 2 本大学事務局に事務局長ほか専任の事務職員、その他必要な職員を置く。

(大学協議会)

第45条 大学全般にわたる学事に関し、学長が掲げる事項について決定を行うに当たり、審議し、意見を述べるため、大学協議会を置く。

- 2 大学協議会の審議事項、構成等は、別に定める。
- 3 その他協議会に関する規程は別にこれを定める。

(教授会)

第46条 本大学各学部に教授会を置く。

- 2 教授会は教授、准教授、専任講師及び助教をもって構成する。
- 3 教授会の審議事項は、別に定める。
- 4 その他教授会に関する規程は別にこれを定める。

(教員会議)

第47条 学長は必要に応じて全学部合同の教員会議を招集することができる。

- 2 教員会議は、全学部の教授・准教授・専任講師及び助教をもって構成する。
- 3 教員会議は学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議し、意見を述べるものとする。
 - (1) 学長が特に重要と判断した事項
 - (2) 学長選任規程の改正に関する事項
- 4 その他教員会議に関する規程は別にこれを定める。

第10章 学 費

(入学金)

第48条 入学を許可された者は、別表3に定める入学金を納入しなければならない。

2 本学則第37条に定める編入学および同第38条に定める再入学の場合も同様とする。

(学費)

第49条 学生は、別表4に定める授業料、施設設備費およびその他の学費を毎学年度、または毎学期の初めに納入しなければならない。

2 実験、実習およびその他必要な費用は、別に徴収することがある。

3 前1項に定める授業料、施設設備費およびその他の学費の納付に関する規程は別に定める。

(休学期間の授業料)

第50条 休学期間の学費は、別表5のとおりとし、その他は免除する。

(科目等履修料等)

第51条 科目等履修生・委託生・研究生は、別に定める登録料・科目等履修料もしくは研修費およびその他の費用を納入しなければならない。

(学費の返付)

第52条 既に納入した学費およびその他の納入金は返付しない。

第11章 学術情報センターおよび総合研究所

(学術情報センター)

第53条 学術情報センターは、本大学の目的を達成するため必要な図書記録その他を収集保存し、これを本大学教職員および学生の研究および教育の用に供する。

2 学術情報センターに関する規則は別に定める。

(総合研究所)

第54条 総合研究所は、本大学の学術研究活動の円滑化と推進を主要な目的とする。

2 総合研究所に関する規程は別に定める。

第12章 厚生および保健

(厚生および保健施設)

第55条 本大学に厚生および保健に関する諸施設を設ける。

(学生寮)

第55条の2 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は別に定める。

(健康診断)

第 56 条 本大学に学医および保健婦を置き、教職員および学生のため、健康診断と保健衛生に関する相談および治療を行う。

第 13 章 科目等履修生・委託生・研究生

(科目等履修生)

第 57 条 本学則第 26 条の各号の一に該当する者で本大学の特定の授業科目について聴講を希望する者があるときは選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

(科目等履修生の試験等)

第 58 条 科目等履修生はその履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 試験に合格した授業科目について、単位修得証明書の交付を受けることができる。

(委託生)

第 59 条 本大学の特定の授業科目を学修するため他の大学または公共機関から学生を委託されたときはこれを許可することがある。

2 委託生の試験および証明書の交付については本学則第 58 条を準用する。

(研究生)

第 60 条 本大学において特殊な専門事項の研究を希望する者があるときは、本大学の授業・研究に妨げのない限り選考の上、研究生として研修を許可することがある。

2 研究生に関する規程は別にこれを定める。

(科目等履修生等の準用規程)

第 61 条 科目等履修生・委託生・研究生については、別段の定めあるものを除くほか正規の学生に関する規程を準用する。

第 14 章 奨学制度

(奨学金)

第 62 条 本学学生で学業成績・人物ともに良好な者または経済的理由により修学困難な者に対して別に定める規程によって学資を給費する。

第 15 章 補則

(改廃)

第 63 条 本学則の改廃は、大学協議会の議を経て理事会で行う。

附則 1 この学則は昭和 41 年 4 月 1 日改正

附則 2 この学則は昭和 42 年 4 月 1 日改正

- 附則 3 この学則は昭和 43 年 4 月 1 日改正
- 附則 4 この学則は昭和 45 年 4 月 1 日改正
- 附則 5 この学則は昭和 47 年 4 月 1 日改正
- 附則 6 この学則は昭和 48 年 4 月 1 日改正
- 附則 7 この学則は昭和 49 年 4 月 1 日改正
- 附則 8 この学則は昭和 50 年 4 月 1 日改正
- 附則 9 この学則は昭和 51 年 4 月 1 日改正
- 附則 10 この学則は昭和 56 年 4 月 1 日改正
- 附則 11 この学則は昭和 59 年 4 月 1 日改正
- 附則 12 この学則は昭和 61 年 4 月 1 日改正
- 附則 13 この学則は昭和 62 年 4 月 1 日改正
- 附則 14 この学則は 1989 年 4 月 1 日改正
- 附則 15 この学則は 1990 年 4 月 1 日改正
- 附則 16 この学則は 1992 年 4 月 1 日改正
- 附則 17 この学則は 1993 年 4 月 1 日改正
- 附則 18 この学則は 1994 年 3 月 17 日改正
- 附則 19 この学則は 1995 年 1 月 10 日改正
- 附則 20 この学則は 1996 年 1 月 9 日改正
- 附則 21 この学則は 1997 年 2 月 18 日改正、1997 年 4 月 1 日施行
- 附則 22 この学則は 1998 年 3 月 17 日改正、1998 年 4 月 1 日施行
- 附則 23 この学則は 1998 年 12 月 22 日改正、1999 年 4 月 1 日施行
- 附則 24 この学則は 1999 年 3 月 16 日改正、1999 年 4 月 1 日施行
- 附則 25 この学則は 1999 年 7 月 28 日改正、2000 年 4 月 1 日施行
- 附則 26 この学則は 2000 年 1 月 19 日改正、2000 年 4 月 1 日施行
- 附則 27 この学則は 2000 年 3 月 8 日改正、2000 年 4 月 1 日施行
- 附則 28 この学則は 2000 年 3 月 21 日改正、2000 年 4 月 1 日施行
- 附則 29 この学則は 2000 年 10 月 30 日改正、2000 年 10 月 30 日施行
- 附則 30 この学則は 2001 年 3 月 12 日改正、2001 年 4 月 1 日施行
- 附則 31 この学則は 2002 年 3 月 20 日改正、2002 年 4 月 1 日施行
- 附則 32 この学則は 2002 年 7 月 30 日改正、2003 年 4 月 1 日施行
- 附則 33 この学則は 2003 年 3 月 19 日改正、2003 年 4 月 1 日施行
- 附則 34 この学則は 2003 年 12 月 2 日改正、2004 年 4 月 1 日施行

- 附則 35 この学則は 2004 年 3 月 23 日改正、2004 年 4 月 1 日施行
- 附則 36 この学則は 2004 年 10 月 5 日改正、2005 年 4 月 1 日施行
- 附則 37 この学則は 2005 年 3 月 23 日改正、2005 年 4 月 1 日施行
- 附則 38 この学則は 2005 年 12 月 5 日改正、2006 年 4 月 1 日施行
- 附則 39 この学則は 2006 年 3 月 22 日改正、2006 年 4 月 1 日施行
- 附則 40 この学則は 2006 年 3 月 22 日改正、2007 年 4 月 1 日施行
- 附則 41 この学則は 2006 年 11 月 7 日改正、2007 年 4 月 1 日施行
- 附則 42 (1) この学則は 2007 年 2 月 20 日改正、2007 年 4 月 1 日施行
(2) 2007 年 3 月 31 日に在学する者は従前の規程を適用する。
- 附則 43 (1) この学則は 2007 年 5 月 25 日改正、2008 年 4 月 1 日施行
(2) 2008 年 3 月 31 日に在学する者は従前の規程を適用する。
- 附則 44 この学則は 2007 年 7 月 25 日改正、2007 年 9 月 21 日施行
- 附則 45 この学則は 2008 年 3 月 19 日改正、2008 年 4 月 1 日施行
- 附則 46 (1) この学則は 2008 年 10 月 2 日改正、2009 年 4 月 1 日施行
(2) 2009 年 3 月 31 日に在学する者は従前の規程を適用する。
- 附則 47 (1) この学則は 2009 年 3 月 18 日改正、2009 年 4 月 1 日施行
(2) 2009 年 3 月 31 日に在学する者は従前の規程を適用する。
(3) ただし、学則別表 1-3 (商学部商学科) は 2006 年 4 月 1 日に遡及し、
施行
- 附則 48 (1) この学則は 2009 年 6 月 30 日改正、2010 年 4 月 1 日施行
(2) 2010 年 3 月 31 日に在学する者は従前の規程を適用する。
- 附則 49 (1) この学則は 2010 年 3 月 17 日改正、2010 年 4 月 1 日施行
(2) 2010 年 3 月 31 日に在籍する者は従前の規程を適用する。
- 附則 50 (1) この学則は 2011 年 2 月 15 日改正、2011 年 4 月 1 日施行
(2) 2011 年 3 月 31 日に在籍する者は従前の規程を適用する。
- 附則 51 (1) この学則は 2011 年 6 月 24 日改正、2012 年 4 月 1 日施行
- 附則 52 (1) この学則は 2011 年 4 月 1 日改正、2012 年 4 月 1 日施行
(2) 2012 年 3 月 31 日に在籍する者は従前の規程を適用する。
- 附則 53 (1) この学則は 2012 年 2 月 14 改正、2012 年 4 月 1 日施行
(2) 2012 年 3 月 31 日に在籍する者は第 8 条および別表 1-9 を除き従前の
規程を適用する。

- 附則 54** (1) この学則は 2012 年 11 月 8 日改正、2013 年 4 月 1 日施行
(2) 2013 年 3 月 31 日に在籍する者は従前の規程を適用する。
- 附則 55** (1) この学則は 2013 年 1 月 30 日改正、2013 年 4 月 1 日施行
(2) 2013 年 3 月 31 日に在籍する者は従前の規程を適用する。
(3) ただし、別表 1-9 (スポーツ健康学部スポーツ健康学科)、別表 1-10 (リハビリテーション学部理学療法学科) は 2010 年 4 月 1 日に遡及し、施行
- 附則 56** (1) この学則は 2013 年 10 月 31 日改正、2014 年 4 月 1 日施行
(2) 2014 年 3 月 31 日に在籍する者は従前の規程を適用する
- 附則 57** (1) この学則は 2013 年 2 月 10 日改正、2014 年 4 月 1 日施行
(2) 2014 年 3 月 31 日に在籍する者は第 7 条 2 項を除き従前の規程を適用する。
- 附則 58** (1) この学則は 2014 年 6 月 20 日改正、2015 年 4 月 1 日施行
(2) 2015 年 3 月 31 日に在籍する者は従前の規程を適用する。
- 附則 59** (1) この学則は 2014 年 10 月 31 日改正、2015 年 4 月 1 日施行
(2) 2015 年 3 月 31 日に在籍する者は従前の規程を適用する。
- 附則 60** (1) この学則は 2015 年 3 月 10 日改正 2015 年 4 月 1 日施行
(2) 2015 年 3 月 31 日に在籍する者は従前の規程を適用する。
ただし、学則第 5 条第 2 項は 2010 年 4 月 1 日に遡及し、施行する。
- 附則 61** この学則は 2015 年 6 月 16 日改正、施行
- 附則 62** (1) この学則は 2016 年 1 月 29 日改正 2016 年 4 月 1 日施行
(2) 2016 年 3 月 31 日に在籍する者は従前の規程を適用する。
- 附則 63** (1) この学則は 2016 年 3 月 15 日改正 2016 年 4 月 1 日施行
(2) 2016 年 3 月 31 日に在籍する者は従前の規程を適用する。
- 附則 64** この学則は 2016 年 7 月 12 日改正、2015 年 4 月 1 日遡及施行
- 附則 65** この学則は 2017 年 月 日改正、2018 年 4 月 1 日施行

別表1-4 商学部経営情報学科 授業科目表

授業科目名		単位数		授業科目名		単位数	
		必修	選択			必修	選択
N G U 教 養 ス タ ン ダ ー ド 科 目	キ リ ス ト 教	キリスト教概説	2		自 然 理 解	数学	2
		キリスト教と文学		2		数理科学	2
		キリスト教と文化		2		基礎統計学	2
		キリスト教倫理		2		実用統計学	2
		キリスト教史		2		化学	2
		基礎セミナー	2			化学と社会	2
	自 己 理 解 と 自 己 開 発	発展セミナー		2		生物学	2
		キャリアデザイン1a		2		地球科学概論	2
		キャリアデザイン1b		2		地球物理学概論	2
		キャリアデザイン2a		2		人類学	2
		キャリアデザイン2b		2		物理学	2
		キャリアデザイン3a		2		科学史	2
		キャリアデザイン3b		2	生命倫理	2	
		能力開発1		2	歴 史 文 化 理 解	日本史	2
		能力開発2		2		日本思想史	2
		能力開発3		2		日本文化史	2
		ボランティア学		2		中国文化入門	2
	ボランティア演習		2	英米文化入門		2	
	インターンシップ1		2	文化人類学入門		2	
	インターンシップ2		2	世界の近現代史		2	
	哲学		2	世界史		2	
	哲学史		2	考古学入門		2	
	心身関係論		2	陶芸論		2	
	日本文学		2	陶芸演習	2		
	人 間 理 解	日本文学史		2	環 境 理 解	環境科学	2
		心理学概論		2		生態学	2
		現代日本文化論		2		地域生態論	2
比較文化入門			2	地球環境学		2	
多分化共生論			2	身 体 理 解	健康の科学	2	
文明論			2		スポーツの科学	2	
宗教と人間			2		スポーツ初級A	1	
聖書と人間			2		スポーツ初級B	1	
キリスト教人間学			2		スポーツ中級A	1	
死生学			2		スポーツ中級B	1	
臨床心理学		2	スポーツ上級A	1			
社 会 理 解	社会学入門		2	スポーツ上級B	1		
	宗教社会学		2	地 域 理 解	地域商業まちづくり学	2	
	比較宗教学		2		歴史観光まちづくり学	2	
	日本国憲法		2		減災福祉まちづくり学	2	
	現代社会と法律		2		地域商業まちづくり演習	2	
	暮らしと法律		2		歴史観光まちづくり演習	2	
	現代社会と経済		2		減災福祉まちづくり演習	2	
	経済の仕組		2		上級まちづくり演習	2	
	企業と社会		2		ニ 言 語 と シ ョ ン	日本語表現	2
	国際関係論入門		2	日本語表現上級		2	
	国際政治学		2	基礎英語1		1	
	国際社会入門		2	基礎英語2		1	
	国際社会問題		2	英会話1		1	
現代社会と教育		2	英会話2	1			
平和学入門		2					
人権と社会		2					

授業科目名		単位数		
		必修	選択	
N G U 教 養 ス タ ン ダ ー ド 科 目	言語とコミュニケーション	実用英語演習1	1	
		実用英語演習2	1	
		情報英語演習1	1	
		情報英語演習2	1	
		ドイツ語1	1	
		ドイツ語2	1	
		フランス語1	1	
		フランス語2	1	
		スペイン語1	1	
		スペイン語2	1	
		中国語1	1	
		中国語2	1	
		韓国語1	1	
		韓国語2	1	
	手話入門	1		
	手話基礎	1		
	情報理解	情報処理基礎	2	
		情報概論		2
教職	教職論		2	
	教育原理		2	
	教育心理学概論1		2	
	教育心理学概論2		2	
	教育制度論		2	
	特別活動論		2	
	教育の方法と技術		2	
	道徳教育論		2	
	生徒・進路指導論		2	
教育相談		2		

授業科目名		単位数		
		必修	選択	
学部 共通 科目	商学総論1	2		
	商学総論2	2		
	経営学総論1	2		
	経営学総論2	2		
	簿記入門	2		
	会計学入門	2		
	経済学1	2		
	経済学2	2		
	専門演習		12	
	経営数学入門		2	
学 科 選 択 科 目	総 合	ホスピタリティ入門セミナー	2	
		マーケティング論1	2	
		マーケティング論2	2	
		金融基礎論	2	
		金融システム論	2	
		コンピュータ会計演習	2	
		財務管理論	2	
		コーポレート・ファイナンス	2	
		経営戦略論	2	
		経営管理論	2	
		経営組織論	2	
		現代企業論	2	
		経営史	2	
		流通システム	2	
		流通論	2	
		国際会計論	2	
		生産管理論	2	
	人的資源管理論	2		
	中小企業論	2		
	組織行動論	2		
	イノベーション論	2		
	NPOマネジメント論	2		
	経営情報演習1	2		
	経営情報演習2	2		
	国際経営演習	2		
	情 報	情報ネットワーク論		2
		アルゴリズム基礎演習		2
コンテンツビジネス論			2	
マルチメディア入門			2	
マルチメディア演習			2	
マルチメディア表現1			2	
マルチメディア表現2			2	
情報ビジネス論			2	
情報と職業			2	
プレゼンテーション技法			2	
Webデザイン		2		
情報文化論		2		
情報リテラシー		2		
情報科教育法		4		
情報技術者演習1		2		
情報技術者演習2		2		
情報技術者演習3		2		

授業科目名		単位数		
		必修	選択	
学 科 選 択 科 目	情 報	プログラミング入門	2	
		プログラミング1	2	
		プログラミング2	2	
		オペレーションマネジメント	2	
		データベース概論	2	
		デジタルファブリケーション	2	
		経営シミュレーション	2	
		経営データマイニング	2	
		情報処理演習	2	
		情報システム設計演習	2	
		オペレーションズリサーチ	2	
		経営情報システム論1	2	
		経営情報システム論2	2	
		インターネットマーケティング	2	
		情報社会論	2	
	マ ネ ジ メ ン ト	地域ブランド論	2	
		地域ブランド演習1	2	
		地域ブランド演習2	2	
		国際経営論1	2	
		国際経営論2	2	
		新興国ビジネス論	2	
		国際マーケティング論	2	
		ロジスティクス	2	
		国際流通論	2	
		外国為替論	2	
		国際金融論	2	
		証券投資論	2	
		ポートフォリオ・マネジメント論	2	
		異文化ビジネス	2	
		アジアビジネス事情	2	
		国際経済論	2	
		サービスマネジメント	2	
		ホスピタリティ論	2	
		ビジネスマナー1	2	
		ビジネスマナー2	2	
	展 開 科 目	実 践 の 視 点	経営実践特講1	2
			経営実践特講2	2
			経営管理特講1	2
			経営管理特講2	2
		関 連 科 目	社会事情	2
			海外事情1	4
			海外事情2	4
			海外事情3	4
海外事情4			4	
海外事情5			4	
海外事情6			4	
海外事情7			4	
海外事情8			4	
海外事情9			4	
海外事情10			4	
海外事情11			2	
海外事情12			2	

授業科目名		単位数	
		必修	選択
学 科 選 択 科 目	関 連 科 目	海外事情13	2
		海外事情14	2
		海外事情15	2
		海外事情16	2
		海外事情17	2
		海外事情18	2
		海外事情19	2
		海外事情20	2
		経営情報特講	2
		職業指導	2
	ビ ジ ネ ス 外 国 語	ビジネス英語1	2
		ビジネス英語2	2
		ビジネス英語演習1	2
		ビジネス英語演習2	2
		基礎ビジネス中国語1	2
		基礎ビジネス中国語2	2
		ビジネス中国語1	2
		ビジネス中国語2	2
		基礎ビジネス韓国語1	2
		基礎ビジネス韓国語2	2
		ビジネス韓国語1	2
		ビジネス韓国語2	2

			授業科目名	単位数	備考
教 職 課 程 科 目	教 科 に 関 す る 科 目	商 業	簿記1	2	注4
			簿記2	2	注4
			経営学総論1	2	注1
			経営学総論2	2	注1
			商学総論1	2	注1
			商学総論2	2	注1
			国際マーケティング論	2	注2
			簿記入門	2	注1
			会計学入門	2	注1
			金融基礎論	2	注2
			ロジスティクス	2	注2
			金融システム論	2	注2
			会社法	2	注4
			職業指導	2	注2
			情 報	情報リテラシー	2
	情報社会論	2		注2	
	経営シミュレーション	2		注2	
	情報技術者演習1	2		注2	
	アルゴリズム基礎演習	2		注2	
	データベース概論	2		注2	
	情報システム設計演習	2		注2	
	オペレーションズリサーチ	2		注2	
	Webデザイン	2		注2	
	情報処理演習	2		注2	
	マルチメディア表現1	2		注2	
	情報と職業	2		注2	
	情報ビジネス論	2		注2	
	商 業	国際金融論		2	注2
		外国為替論		2	注2
		流通システム	2	注2	
		流通論	2	注2	
		商業史	2	注4	
		会計監査論	2	注4	
		原価計算基礎論	2	注4	
		原価計算システム論	2	注4	
		情 報	情報ネットワーク論	2	注2
			経営情報システム論1	2	注2
			経営情報システム論2	2	注2
			コンピュータ会計演習	2	注2
			経営データマイニング	2	注2
	共 通	プログラミング1	2	注2	
		プログラミング2	2	注2	
		社会教育論	2		
道徳教育論		2			
学校インターンシップ I		2			
学校インターンシップ II	2				

			授業科目名	単位数	備考
教 職 課 程 科 目	教 職 に 関 す る 科 目	教職論	2	注3	
		教育原理	2	注3	
		教育心理学概論1	2	注3	
		教育心理学概論2	2	注3	
		教育制度論	2	注3	
		教育課程論	2		
		商業科教育法	4		
		情報科教育法	4		
		特別活動論	2	注3	
		教育の方法と技術	2	注3	
		教育方法論	2		
		生徒・進路指導論	2	注3	
		教育相談	2	注3	
		教育実習事前事後指導	1		
		教育実習A	2		
教職実践演習(中・高)	2				

- 注1 学部共通科目
注2 学科選択科目
注3 NGU教養スタンダード科目
注4 他学科科目

商学部経営情報学科卒業要件

NGU教養スタンダード科目	キリスト教	4単位以上	34単位	
	自己理解と自己開発	6単位以上		
	社会的教養	人間理解、社会理解、自然理解、 歴史文化理解、環境理解、身体理解、 地域理解		16単位以上
	教職 ※1			
	言語とコミュニケーション	6単位以上		
	情報理解	2単位以上		
学部共通科目			16単位	
学科選択科目	①総合	20単位以上	50単位	
	②情報	20単位以上		
	③マネジメント及び展開科目	10単位以上		
自由選択科目	科目区分を問わず自由に選択。 他学科科目、オープン科目の履修を含む。		24単位以上	
合計			124単位以上	

〔注記〕 ※1 教職課程加入者のみ履修可。8単位まで社会的教養の単位とすることができる。

別表1-5 法学部法学科 授業科目表

科目区分	授業科目名	単位数		科目区分	授業科目名	単位数			
		必修	選択			必修	選択		
N G U 教 養 ス タ ン ダ ー ド 科 目	キリスト教	キリスト教概説	2	自然 理 解	実用統計学		2		
		キリスト教	2		化学		2		
		キリスト教と文学			2	化学と社会		2	
		キリスト教と文化			2	生物学		2	
		キリスト教倫理			2	地球科学概論		2	
		キリスト教史			2	地球物理学概論		2	
	自己 理 解 と 自 己 開 発	基礎セミナー	2			人類学		2	
		発展セミナー			2	物理学		2	
		キャリアデザイン1a			2	科学史		2	
		キャリアデザイン1b			2	生命倫理		2	
		キャリアデザイン2a			2	歴史 文 化 理 解	日本史		2
		キャリアデザイン2b			2		日本思想史		2
		キャリアデザイン3a			2		日本文化史		2
		キャリアデザイン3b			2		中国文化入門		2
		能力開発1			2		英米文化入門		2
		能力開発2		2	文化人類学			2	
		能力開発3		2	世界の近現代史			2	
		ボランティア学		2	世界史			2	
		ボランティア演習		2	考古学入門			2	
		インターンシップ1		2	陶芸論			2	
	インターンシップ2		2	陶芸演習		2			
	人 間 理 解	哲学		2	環 境 理 解	環境科学		2	
		哲学史		2		生態学		2	
		日本文学		2		地域生態論		2	
		日本文学史		2		地球環境学		2	
		心理学概論		2	身 体 理 解	健康の科学		2	
		現代日本文化論		2		スポーツの科学		2	
		比較文化入門		2		スポーツ初級A		1	
		多文化共生論		2		スポーツ初級B		1	
		文明論		2		スポーツ中級A		1	
		宗教と人間		2		スポーツ中級B		1	
		聖書と人間		2		スポーツ上級A		1	
		キリスト教人間学		2		スポーツ上級B		1	
	死生学		2	地 域 理 解	地域商業まちづくり学		2		
	社会学入門		2		歴史観光まちづくり学		2		
	宗教社会学		2		減災福祉まちづくり学		2		
	比較宗教学		2		地域商業まちづくり演習		2		
	日本国憲法		2		歴史観光まちづくり演習		2		
	現代社会と法律		2		減災福祉まちづくり演習		2		
	暮らしと法律		2	上級まちづくり演習		2			
	社 会 理 解	現代社会と経済		2	言 語 と コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	日本語表現	2		
		経済の仕組		2		日本語表現上級		2	
企業と社会			2	基礎英語1		1			
国際関係論入門			2	基礎英語2		1			
国際政治学			2	英会話1		1			
国際社会入門			2	英会話2		1			
国際社会問題			2	実用英語演習1			1		
現代社会と教育			2	実用英語演習2			1		
平和学入門			2	情報英語演習1			1		
人権と社会			2	情報英語演習2			1		
自 然 理 解		数学		2		TOEIC英語演習1		1	
		数理科学		2		TOEIC英語演習2		1	
		基礎統計学		2	ドイツ語1		1		

科目区分	授業科目名	単位数		
		必修	選択	
N G U 教養スタンダード科目	言語とコミュニケーション		1	
	ドイツ語2		1	
	フランス語1		1	
	フランス語2		1	
	スペイン語1		1	
	スペイン語2		1	
	中国語1		1	
	中国語2		1	
	韓国語1		1	
	韓国語2		1	
情報理解	情報処理基礎	2		
	情報概論		2	
教職	教職論		2	
	教育原理		2	
	教育心理学概論1		2	
	教育心理学概論2		2	
	教育制度論		2	
	特別活動論		2	
	教育の方法と技術		2	
	道徳教育論		2	
	生徒・進路指導論		2	
	教育相談		2	
導入科目	法学入門	2		
	市民生活と法	2		
	導入公法	2		
	導入民事法	2		
	導入刑事法	2		
	公法科目	憲法1a(人権)	2	
		憲法1b(人権)	2	
		憲法2a(総論・統治機構)		2
		憲法2b(総論・統治機構)		2
		行政法総論1		2
行政法総論2			2	
行政救済法1			2	
行政救済法2			2	
民事法科目	民法総則	4		
	物権法		2	
	債権法総論		4	
	債権法各論1		2	
	債権法各論2		2	
	担保法		2	
	不動産登記法		2	
	親族法		2	
	相続法		2	
	民事訴訟法1	2		
民事訴訟法2		2		
民事執行・保全法		2		
倒産法		2		

科目区分	授業科目名	単位数	
		必修	選択
専門科目	商法総論(商法総則・商行為総則)		2
	商取引法(商行為各論)		2
	会社法1	2	
	会社法2		2
	会社法3		2
	手形法・小切手法		2
	保険法		2
	刑法総論	4	
	刑法各論1		2
	刑法各論2		2
刑事法科目	刑事訴訟法1		2
	刑事訴訟法2		2
現代・社会法科目	刑事政策		2
	労働法		2
国際関係法科目	経済法		2
	知的財産法		2
	国際知的財産法		2
	生命倫理法		2
	情報法		2
	環境法		2
	消費者法		2
	国際法1		2
	国際法2		2
	国際機構法		2
国際私法1		2	
基礎法科目	国際私法2		2
	国際取引法		2
政治学科目	国際企業法務		2
	法史学		2
関連科目	法社会学		2
	法哲学		2
	外国法		2
	政治学		2
	比較政治学		2
	国際政治		2
	行政学		2
	現代政治外交論		2
	経済学		2
	経営学		2
金融論		2	
演習・実習科目	財政学		2
	会計学		2
	社会保障論		2
	国際理解1		2
	国際理解2		2
	国際理解3		2
	国際理解4		2
	導入演習	2	
専門基礎演習	2		
専門演習	2		
専門発展演習1	4		
専門発展演習2	4		
リーガル・フィールドワーク		1	

授業科目名		単位数	備考	
教 科 に 関 す る 科 目	社会科内容学(日本史)	2	注4	
	社会科内容学(外国史)	2	注4	
	社会科内容学(人文地理)	2	注4	
	社会科内容学(地誌)	2	注4	
	社会科内容学(自然地理)	2	注4	
	法学入門	2	注1	
	民法総則	4	注1	
	会社法1	2	注1	
	会社法2	2	注1	
	刑法総論	4	注1	
	政治学	2	注1	
	国際政治	2	注1	
	社会学入門	2	注2・4	
	法社会学	2	注1	
	経済学	2	注1	
	財政学	2	注1	
	哲学	2	注2	
	生命倫理法	2	注1	
	キリスト教概説	2	注2	
	国際法1	2	注3	
	国際法2	2	注3	
	心理学概論	2	注3	
	に 関 す る 科 目	社会教育論	2	
		道徳教育論	2	注2, 3
		学校インターンシップⅠ	2	
		学校インターンシップⅡ	2	
		介護等体験	2	注4
	教 科 に 関 す る 科 目	教職論	2	注2
		教育原理	2	注2
教育心理学概論1		2	注2	
教育心理学概論2		2	注2	
教育制度論		2	注2	
教育課程論		2		
社会科・地理歴史科教育法1		2	注4	
社会科・地理歴史科教育法2		2	注4	
社会科・公民科教育法1		2		
社会科・公民科教育法2		2		
道徳教育論		2	注2, 4	
特別生活論		2	注2	
教育の方法と技術		2	注2	
教育方法論		2	注2	
生徒・進路指導論		2	注2	
教育相談		2	注2	
教育実習事前事後指導		1		
教育実習A		2	注3	
教育実習B		4	注4	
教職実践演習(中・高)	2			

- 注1 学科専門科目
注2 NGU教養スタンダード科目
注3 高等学校免許取得者のみ
注4 中学校免許取得者のみ

法学部法学科卒業要件

NGU教養スタンダード科目	キリスト教	4単位以上	38単位	
	自己理解と自己開発	6単位以上		
	社会的教養	人間理解、社会理解、自然理解、 歴史文化理解、環境理解、身体理解、 地域理解		18単位以上
	教職 ※1			
	言語とコミュニケーション	8単位以上		
	情報理解	2単位以上		
専門科目	導入科目	10単位	76単位	
	公法科目、民法科目、商法科目、刑事法科目、 現代・社会法科目、国際関係法科目、基礎 法科目、政治学科目、関連科目	52単位以上		
	演習・実習科目	14単位以上		
自由選択科目（フリーゾーン） ※2			10単位以上	
合計			124単位以上	

〔注記〕 ※1 教職課程加入者のみ履修可。8単位まで社会的教養の単位とすることができる。

※2 NGU教養スタンダード科目、専門科目、オープン科目を問わない自由な選択

名古屋学院大学学則 別表

- 1-1 経済学部経済学科（省略）
- 1-2 現代社会学部現代社会学科（省略）
- 1-3 商学部商学科（省略）
- 1-6 外国語学部英米語学科（省略）
- 1-7 国際文化学部国際文化学科（省略）
- 1-8 国際文化学部国際協力学科（省略）
- 1-9 スポーツ健康学部スポーツ健康学科（省略）
- 1-10 スポーツ健康学部こどもスポーツ教育学科（省略）
- 1-11 リハビリテーション学部理学療法学科（省略）

名古屋学院大学学則変更事項を記載した書類

変更の理由：

商学部経営情報学科及び法学部法学科の入学定員を変更することにより、関係事項を変更するため。

変更事項：

- (1) 第5条（収容定員）の表の商学部経営情報学科、法学部法学科及び合計の入学定員及び収容定員を以下のとおり変更する。

学部及び学科名		入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	250名		1,000名
現代社会学部	現代社会学科	150名		600名
商学部	商学科	200名		800名
	経営情報学科	<u>95名</u>		<u>380名</u>
法学部	法学科	<u>165名</u>		<u>660名</u>
外国語学部	英米語学科	140名		560名
国際文化学部	国際文化学科	100名		400名
	国際協力学科	50名		200名
スポーツ健康学部	スポーツ健康学科	120名		480名
	こどもスポーツ教育学科	50名		200名
リハビリテーション学部	理学療法学科	80名		320名
合 計		<u>1,400名</u>		<u>5,600名</u>

- (2) 附則 64 の次に附則 65 を設ける。

附則 65 この学則は 2017 年 月 日改正、2018 年 4 月 1 日施行

○名古屋学院大学学則 新旧対照表

改 正 案

現 行

第 1 条
 〽 現行のとおり
 第 4 条

(収容定員)

第 5 条 本大学の収容定員は次のとおりとする。

2
 〽 現行のとおり
 3

学部及び学科名		入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	250名		1,000名
現代社会学部	現代社会学科	150名		600名
商学部	商学科	200名		800名
	経営情報学科	95名		380名
法学部	法学科	165名		660名
外国語学部	英米語学科	140名		560名
国際文化学部	国際文化学科	100名		400名
	国際協力量科	50名		200名
スポーツ健康学部	スポーツ健康学 科	120名		480名
	こどもスポーツ 教育学科	50名		200名
リハビリテーション 学部	理学療法学科	80名		320名
合 計		1,400名		5,600名

第 6 条
 〽 現行のとおり
 第 63 条

第 1 条
 〽 省略
 第 4 条

(収容定員)

第 5 条 本大学の収容定員は次のとおりとする。

2
 〽 省略
 3

学部及び学科名		入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	250名		1,000名
現代社会学部	現代社会学科	150名		600名
商学部	商学科	200名		800名
	経営情報学科	100名		400名
法学部	法学科	150名		600名
外国語学部	英米語学科	140名		560名
国際文化学部	国際文化学科	100名		400名
	国際協力量科	50名		200名
スポーツ健康学部	スポーツ健康学 科	120名		480名
	こどもスポーツ 教育学科	50名		200名
リハビリテーション 学部	理学療法学科	80名		320名
合 計		1,390名		5,560名

第 6 条
 〽 省略
 第 63 条

○名古屋学院大学学則 新旧対照表

改 正 案	現 行
附則 1 く 現行のとおり 附則 64	附則 1 く 省略 附則 64
<u>附則 65 この学則は 2017 年 月 日改正、2018 年 4 月 1 日施行</u>	